

教育訓練給付金支給申請書

帳票種別

14501

1. 個人番号

- 第2面の注意をよくお読みください。
- 支給申請期間は、受講修了日の翌日から1ヶ月以内です。

2. 被保険者番号

3. 姓（漢字）

4. 名（漢字）

5. フリガナ（カタカナ）

6. 生年月日

(2 大正 3 昭和
4 平成)

7. 指定番号

教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

8. 受講開始年月日（基準日）

9. 受講修了年月日

10. 教育訓練経費

11. 郵便番号

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

(販売代理店等) (販売員)

12. 住所（漢字）※市・区・郡及び町村名

住所（漢字）※丁目・番地

住所（漢字）※アパート、マンション等

※
記
公
共
職
業
安
定
所
載
欄

13. 決定年月日

（不適用区）

（欄未記入）
（1 未支給）

15. 支給区分

16. 金融機関・店舗コード

口座番号

雇用保険法施行規則第101条の2の11第1項の規定により、
上記のとおり教育訓練給付金の支給を申請します。

電話番号 _____

申請者

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿 氏名 _____

印

払渡希望金融機関指定届

払渡希望 金融機関	フリガナ			金融機関コード	店舗コード	金融機関による確認印
	名 称			本 店	支 店	
	銀 行 等 (ゆうちょ銀行以外)	口 座 番 号	(普通)			
	ゆうちょ銀行	記 号 番 号	(総合)			—

◆ 金融機関へのお願い

雇用保険の失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、次のことについて御協力をお願いします。

- 上記の記載事項のうち「申請者氏名」欄、「名称」欄及び「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、金融機関による確認印欄に貴金融機関確認印を押印してください。
- 金融機関コード及び店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。

備 考		決 定 年 月 日	平成 年 月 日
		支 給 決 定 額	円
※ 処 理 欄	不 支 給 理 由		
	通 知 年 月 日	平成 年 月 日	
※ 所 長	修 了 証 明 書	領 収 書	本人・住 所
			運・健 受・出 住・印
			被 保 険 者 証
			本・代・郵

※ 所 長 次 長 課 長 係 長 係 操作者

(この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

注 意

- 1 この申請書は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。また申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付のうえ、代理人又は郵送により提出することができます。

- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練施設より（1）、（2）及び（6）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。

- (1) 指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」

- (2) 指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはそのすべてを提出してください。

- (3) 本人確認及び本人の住居所の確認できる官公署の発行した書類

具体的には「運転免許証」「住民票の写し」「雇用保険受給資格者証」「出稼労働者手帳」「印鑑証明書」「国民健康保険被保険者証」のいずれかとします（コピーは不可）。なお、「住民票の写し」「印鑑証明書」の場合、支給・不支給決定通知書については、即日交付は行われず後日、本人の住居所あてに送付されることとなります。

- (4) 「雇用保険被保険者証」〔「雇用保険受給資格者証」でも可。コピーでも可。〕

- (5) 「教育訓練給付適用対象期間延長通知書」（教育訓練給付適用対象期間の延長措置を受けていた場合にのみ添付してください。）

- (6) 指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」(「領収書」「クレジット契約証明書」)が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された(される)場合に必要です。)

- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については、「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

4 申請書の記載について

- (1) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読み取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。

- (2) ※印の付いた欄には記入しないでください。

- (3) 1欄には、指定された性（性別）・イニシャル（姓）を記入のない場合は、記載してください。

- (4) 2欄には、雇用保険被保険者証（または雇用保険受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後

- の欄を空欄としてください。

- (5) 3~5欄には、漢字のカタカナを反右側より明瞭に記す。ただし、(6) 5欄のフリガナ欄は、名詞のカタカナを各欄間に記す。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い。(例)「アキラ・ミズノ」。

- また、12欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については太文字体とする。）により明瞭に記載してください。

- (7) 6欄には、元号をコード番号で記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。(例: 平成3年2月1日 → ④⑧①③②①)

- (8) 7~10欄は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された内容を記載してください。
(9) 10欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額及び「教育訓練修了証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）

また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登載されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金支給申請書が受理されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。

- (10) 中書きの電話番号欄は、平日 屋間に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。

申請書の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。
また、申請者名之下については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

5 申込者名の記載について

- (1) 「名称」欄には教育訓練給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合のみ）を記載してください。

- (2) 「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人名義の普通預(貯)金口座の通帳の記号(口座)番号を記載してください。

- (3) 金融機関による確認印欄に、「名称」欄に記載した金融機関の確認印を必ず受けてください（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いのないようにしてください）。

- (4) なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳又はキャッシュカード（現物）を提示していただいても差し支えありません（事故防止のため本人来所申請又は代理人申請の場合に限ります）。

また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届の必要がありません。